

令和 8 年7月25日

研修報告書

松阪市議会議員 濱口高志 様

下記の内容で研修いたしましたので、報告いたします。

日時:	令和 8 年7月25日(土曜日) 10:00～16:00
開催会場:	ナディアパーク 9 階 リファレンス名古屋栄
テーマ:	決算審査と財政の基本 講師:地方議員研究会 統括室長 杉本康介氏
内容:	(議員や議会の基本) 2000 年の地方自治法の改正により、国と自治体は同等となった。 大きなターニングポイント。 法律は、「住民福祉の増進」となったが、地方議会基本条例は福祉の“向上”となっている。全国の市議会がコピペで作ったから、“福祉の向上”で広がった。 「議員の仕事＝メッセンジャー」と思っている人が多い。このような役割は終わっている。 議員や議会は意思決定をする人。 議会＝議事機関(議決機関と間違っていることが多い) 執行機関＝首長、補助機関＝副市長以下、そういう自治法上の仕組。 (財政について) 財政を難しく考える方も多し、実際に難しい面もある。 しかし、議員が知るべきなのは概念であり、「財政＝家計簿」と思ってもらった方がいいかもしれない。細かい知識はわからなくて良い。 今はお金が十二分に入ってくる状況が続く自治体も多い。支出も多いのでどう使えるかは、自治体によってまちまち。 「会計年度独立の原則＝その年に入ったお金はその年で使おう」 但し、議決が必要。大阪の守口市で 8 月まで議決されない状況が起きた事案があった。 ふるさと納税制度に政令指定都市も参入してきている。取られた税金を取り返しに來ている構図。体制(職員数)がぜんぜん違うのに、大きなまちが本気でふるさと納税に取り組めば、本来の制度意義が失われる。なにかしら国のメスが入るかもしれない。 10 億の公共施設を建てるのに、今は 5,000 万あれば、あとは借金できる。(昔は 3 億ほど必要だった)地方交付税の基本は人口。 (決算議会について) 「決算審査意見書」は質問の宝の山。 災害の時に、財調をつかうことはない。(国と県のお金で使うことが決まっている) 財調でもっておくことと、基金で目的を持って貯めていることの違いは理解しておくべ

	き。財政力指数0.5＝地方税：交付税＝5：5 数字が入っている自治体は税率が高い。超過で課税している。税率は自治体によって違う。標準税率が一般的(0.6) 決算議会において、財政でチェックすべきことはたくさんある。 下記を参考にすると多角的な視点で自分の自治体を客観的に見られるようになる。 ・当初予算運営方針 ・デジタル庁 ダッシュボードなど
所感：	個人的に、財政についてこれまで学んだことがなかったことにより、歳入の質問というのは数えるほどしか記憶にない。改めて、決算カードの基本的な見方やそれ以外の資料も含め、当市で公開している決算資料群を見比べたり、他の自治体との比較をすることで審査するポイントがあぶりだせたりできるという視点を学べた。 一自治体を例に、実際に分析・評価して、例示してくれる姿勢はとても参考になった。 決算における施策や事業審査の向き合い方については、これまで独学で考え、行ってきたやり方に間違いがなかったことを確認できた。 数年前の地方自治法の改正で、決算議案が不認定になった際、その理由となる事業などについて、首長は必要な対策を講じて議会に報告しなければいけなくなったことから、決算不認定が全国的に、以前よりかは出ているという。これまで認定/不認定の結論にあまり意味がなく、それで終わってしまっていた。 また、松阪市議会では、決算を予算につなげる仕組みを絶賛、検討中であり、決算で出てきた課題をいかに予算に生かすかは、議会の力の見せ所となっている。一年という期間のなかで集めたお金を使って、住民の福祉の増進に寄与できたのか？もうすぐ始まる9月議会で新たな視点で臨みたい。
風景：	

以上
至誠会 深田龍